

京都府南部消防指令センター共同運用に関する検討状況等について

京都府南部共同指令センター共同運用検討会（ ）では、令和 3 年度から共同運用の実現に向け新たな指令システムの構成や運用方法などを検討してまいりました。

共同運用することにより、住民サービスの向上、消防体制の充実・強化等が期待できることから、宇治市消防本部としても今後の取組みを進めていくこととしましたので報告いたします。

記

1 経緯

- (1) 平成 29 年 4 月 総務省消防庁が「市町村の消防連携・協力に関する指針」を策定し、消防指令センターの共同運用による消防の連携・協力の推進、また、平成 30 年 4 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正し、整備推進計画の再策定等が示された。
- (2) (1)を踏まえ、京都府が令和 3 年 7 月に「京都府消防体制の整備推進計画」を改定し、京都市・南部地域において、令和 7 年度までの 5 年間に消防指令センター共同運用に向けた検討を開始することが示された。
- (3) 推進計画の改正を受け、令和 3 年 11 月 「京都府南部消防指令センター共同運用検討会」を立ち上げ、京都府南部 9 消防本部及び京都府において協議・検討を実施。

2 共同運用により期待される効果

- (1) 住民サービスの向上
災害情報の一元管理により、複雑・多様化する災害へのより効果的・効率的な対応
大規模災害発生時の消防相互応援協定の運用の迅速化
- (2) 消防体制の充実・強化、財政面の効果
消防指令システム、消防デジタル無線の高機能化及び強靱化
指令システムの集約による整備費用及び維持管理費の低減

3 今後の取組

令和 5 年度より共同運用の実現を図るため、先進的かつ効率的な消防指令システム及び消防デジタル無線の設計業務、整備費用の算出を実施する。

京都府南部消防指令センター共同運用検討会

- ・ 京都市消防局
- ・ 宇治市消防本部
- ・ 乙訓消防組合消防本部（向日市、長岡京市、大山崎町）
- ・ 城陽市消防本部
- ・ 八幡市消防本部
- ・ 京田辺市消防本部（京田辺市、井手町、宇治田原町）
- ・ 久御山町消防本部
- ・ 相楽中部消防組合消防本部（木津川市、笠置町、和束町、南山城村）
- ・ 精華町消防本部
- ・ 京都府